

消防危第106号
平成18年4月25日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る
運用上の指針について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第6号）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第31号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成18年総務省令告示第148号）が平成18年4月1日から施行されました。今回の改正により、船舶給油取扱所において一定の要件に適合する移動タンク貯蔵所を給油に用いることができることとされたところです。

今般、これらの技術上の基準に係る運用上の指針を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、下記事項に十分留意され、その運用に配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 船舶給油取扱所における給油方法に関する事項

従来、船舶給油取扱所における給油方法は、固定給油設備を用いる方法、給油配管及びホース機器を用いる方法の2つの給油方法とされていたが、今回の改正で第3に掲げる給油タンク車を用いる給油方法が追加されたこと。なお、当該給油タンク車による給油は、第3(2)の場合を除き船舶給油取扱所以外の場所で行うことはできないものであること。

第2 船舶給油取扱所の技術上の基準に関する事項

(1) 位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 給油設備

引火点が40 以上の第4類の危険物のみの給油に用いる給油設備に

については、第3の給油タンク車とすることができること。

なお、船舶給油取扱所において給油に使用される給油タンク車を特定する必要はないものであること。

イ 給油空地

給油タンク車がはみ出さず、また、安全かつ円滑に給油作業を行うことができる広さを有すること。

ウ 転落防止措置

給油タンク車が海へ転落することを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。

(2) 取扱いの技術上の基準

ア 引火点が40以上の第4類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

イ 給油タンク車が移動しないための措置を講ずること。この措置としては、給油タンク車の車輪の前後に輪止めを置くこと等が該当すること。

ウ 給油タンク車が給油空地からはみ出さないように停車させること。

エ 給油タンク車の給油ホースと給油を受ける船舶の燃料給油口とを緊結すること。

オ 軽油等静電気による災害発生のおそれのある危険物を給油する場合には、給油設備を接地すること。

第3 船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の技術上の基準に関する事項

(1) 位置、構造及び設備の技術上の基準

給油タンク車の位置、構造及び設備の技術上の基準については、航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準に加え、船舶が係留された状態で給油を行う取扱い形態を考慮し、次の基準が加えられていること。

ア 結合金具

給油ホースは、その先端部に給油口と緊結できる結合金具が設けられていること。

イ 引張力による給油ホースからの漏れ防止等の措置

給油中に給油ホースに著しい引張力が作用したときに、給油タンク車が引っ張られること及び給油ホース等の破断により危険物が漏れることを防止する措置を講ずることとされたこと。この措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。

- (2) 航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車との兼用給油タンク車が、船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準及び航空機給油取扱所において用いることができる給油タンク車の基準のいずれにも適合している場合には、船舶給油取扱所及び航空機給油取扱所のいずれにおいても給油することができる給油タンク車として用いることができること。

第4 申請書に添付する書類等に関する事項

(1) 移動タンク貯蔵所構造設備明細書

船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車にあつては、「給油設備」欄で「有」及び「(航空機・船舶)」の「船舶」に印を付けること。この場合において、航空機給油取扱所においても用いることができる給油タンク車にあつては、「(航空機)」及び「(船舶)」両方に印を付けること。

(2) 申請書に添付する図面

給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、危険物の規制に関する規則第4条第2項第3号に基づく図面に、予定される給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。

第5 その他

(1) 予防規程

給油タンク車を用いて給油することを明記する必要があること。

(2) 危険物取扱者

船舶給油取扱所において給油タンク車を給油設備として用いる場合においては、船舶給油取扱所と給油タンク車の双方の危険物取扱者の立会いの下で給油を行うことが必要であること。